

令和5年（ ）第 号

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2023年4月27日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川

瞳



記

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲 1	案内文	2022. 3	山口県 護国神 社	山口県護国神社が2022 年4月29日に春季慰霊大 祭を行うため、その参拝 の案内を山口県知事宛 に送ったこと	
甲 2	山口県護国神社 春季慰霊大祭・ 知事挨拶	2022. 4. 29	山口県 知事村 岡嗣政	山口県知事が2022年4月 29日に山口県護国神社 の春季慰霊大祭に出席 したこと等	
甲 3	集中管理自動車 配車申込書	2022. 4. 22	山口県	山口県知事が例大祭に 出席するため自宅から	

					護国神社まで公用車を利用したこと等	
甲 4	旅費請求書		2022. 5. 31	田中康史課長	田中課長が例大祭に出席するための交通費として山口県に対し360円を請求していること等	
甲 5	旅費請求書		2022. 6. 10	武林弘子主幹	武林主幹が例大祭に出席するための交通費として山口県に対し330円を請求していること等	
甲 6	住民監査請求について	写し	2023. 3. 28	山口県監査委員事務局長	原告らが、山口県監査委員に対し、本件支出について住民監査請求を行ったこと、山口県監査委員が2023年3月28日、原告らの請求を却下したこと等	

令和5年（ ）第 号

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2023年6月7日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川

瞳

記

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲7	住民監査請求書	2022.3.7	原告ら	原告らが山口県監査委員に対し、本件支出について住民監査請求を行ったこと	

令和 5 年（行ウ）第 7 号

原 告 小畑 太作 外 7 名

被 告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書

2023 年 9 月 28 日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

記

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備 考
甲 8	「知事の山口県 護国神社参拝に 関する質問と要 望」について（ 回答）	2023. 7. 17	山口県 健康福 祉部長 長寿社 会課長	村岡知事及び山口県の 職員が本件例大祭際に 出席した玉串拝礼を行 ったこと、村岡知事が県 を代表して挨拶を行っ たこと等	
甲 9	護国神社への公 務参拝に関する アンケート調査 についての報告	2021. 10. 6	日本基 督教団 靖国 ・天皇	民間団体が 46 道府県 に対し護国神社への公 務参拝に関するアンケ ートを行った結果、回答	

				制問題 情報セ ンター 運営委 員会	した40道府県のうち、 33道府県が公務参拝 をしていないと回答し たこと、参拝しなかつた 理由として政教分離原 則の違反が挙げられて いること等	
甲10	朝日新聞記事 「護国神社の例 大祭 7 県知事 ら公務参拝」	写 し	2021. 9. 15	豊秀一	同上	

令和5年（行ウ）第7号

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2024年6月24日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

記

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲11	山口県護国神社 のホームページ を印刷した書面 (「山口県護国 神社崇敬会」と 題するページ)	2024. 4. 13	原告ら 代理人 弁護士 田川瞳	山口県護国神社崇敬会 は山口県護国神社が同 神社を維持するために 立ち上げた組織である こと等	
甲12	英霊にこたえる 会(会則)	2023. 4. 23	英霊に こたえ る会	英霊にこたえる会は英 霊顕彰、靖国神社等にお ける戦没者の慰霊顕彰 行事、靖国神社等におけ	

					る公式参拝の実現を目的とする団体であること	
甲13	「平成24年度： 全国の戦災の追悼施設・追悼式 中部・中国・四国」より抜粋	写し	2012. 11. 30	(株)NHKグローバルメディアサービス	山口県内で市が主催する宗教施設以外における無宗教方式の戦没者追悼式が行われていること、これらの追悼式の挨拶では「英霊」との表現はされていないこと等	
甲14	「平成24年度： 全国の戦災の追悼施設・追悼式 追補版」より 抜粋	写し	2014. 11. 30	同上	同上	
甲15	「山口市 報道 資料」	写し	2023. 10. 6	山口市	村岡知事が山口県内で行われている市主催の戦没者追悼式に出席していること等	
甲16	「山陽小野田市 記者発表資料」	写し	2023. 8. 24	山陽小野田市	同上	
甲17	「防府天満宮御 誕辰祭に対する	写し	2023. 12. 1	山口県 観光ス	山口県知事が防府天満宮での奉納清書展につ	

	協力についての 公開の質問と要 望書」に対する 回答について			ポーツ 文化部 文化振 興課長	いて、表彰式には出席し たものの、奉納奉告祭に は「正教分離の趣旨を踏 まえ」出席しなかったこ と等	
--	---	--	--	--------------------------	--	--

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2024年12月11日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川

瞳



記

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲18	山口県知事護国 神社公務参拝違 憲訴訟意見書	2024.12.11	稲正樹	政教分離規定の意義、政 教分離に関する判例・裁 判例及び学説の分析、及 び山口県知事が護国神 社を公務参拝したこと は違憲であること等	
甲19- 1	山口県議会本会 議令和3年11 月定例会 議事 録	2021.12.7	山口県 議会	橋本尚理山口県議会議 員の質問内容及びこれ に対する村岡知事の答 弁	

	(山口県議会会議録検索システムの提供する発言集作成機能により作成したもの)					
甲19-2	同上(該当箇所を抜粋)	写し				

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2025年2月5日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川

瞳



符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲20- 1	書籍「国家神道」 (Kindle版 127頁～157頁)	2019.10. 24	村上重 良	護国神社と靖国神社の 起源、関係、信仰の内容 、国家神道における祭祀 の位置付け、春季秋季慰 霊大祭の意義等	
甲20- 2	書籍「国家神道」 (Kindle版 177頁～181頁)				

甲21	大江志乃夫証人調書Ⅰ（30頁～33頁、48～62頁） （高松高等裁判所平成1年（行コ）第3号事件）	写し	1991.2.13	高松高等裁判所	靖国神社・護国神社の沿革及び信仰の対象、神道における玉串の意味	
甲22	「故郷の護国神社展」の記録 故郷の護国神社と靖国神社	写し	2007.4.6	靖国神社	靖国神社・護国神社の沿革及び信仰の内容、例大祭の重要性、山口県護国神社の沿革等	
甲23	書籍「慰霊と招魂」（150頁～153頁）	写し	2014.7.18	村上重良	「英霊」の意味等	
甲24	靖国神社ホームページを印刷した書面（「靖国神社の由緒」と題するページ）	写し	2025.2.5	靖国神社	靖国神社の沿革、靖国神社の信仰の対象等	

甲25	書籍「靖国神社論」(186頁～191頁)	写し	2020.8.15	岩田重則	靖国神社の祭神として「英霊」の意味等	
甲26	書籍「靖国神社」(136頁～139頁)	写し	1984.3.21	大江志乃夫	「英霊」の意味等	
甲27	書籍「靖国神社と聖戦史観－A級戦犯こそ靖国にふさわしい〈増補二版版〉」(40頁～41頁)	写し	2022.7.7	内田雅敏	「英霊」との語が特定の宗教に基づく用語であること等	
甲28-1	神社本庁のホームページを印刷した書面(「玉串の意味」と題するページ)	写し	2025.2.5	神社本庁	神道における玉串及び玉串拝礼の意義等	

甲28- 2	神社本庁のホームページを印刷した書面（「玉参拝方法」と題するページ）	写し	2025.2.5	神社本 庁		
-----------	------------------------------------	----	----------	----------	--	--

令和5年（行ウ）第6号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑 太作 外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠説明書

2025年5月21日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 田 川 瞳

符号 番号	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲29	書籍「山口縣神社誌」(554頁～555頁)	写し	1998. 3. 25	山口県神社庁	靖国神社と護国神社の起源、関係、春季秋季慰霊大祭の意義等
甲30	書籍「故郷の護國神社展」の記録 故郷の護國神社と靖國神社(230～246頁)	写し	2007. 4. 6	靖國神社	靖国神社・護国神社の沿革及び信仰の内容、例大祭の重要性、山口県護国神社の沿革等

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書

2026年3月31日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 内 山 新 吾



号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日 作 成 者	立証趣旨
31の 1	ラウエル所蔵文書 - 日本国憲法の制定に 関するマッカーサー 総司令部側の記録 - [連載第1回]	写 し	1965年12月 高柳賢・田中英夫	ジュリスト（No.335）1965年12月 1日所収。マッカーサー草案の作 成過程をラウエル文書に見るこ とができること等。
31の 2	NO.1で始まる文書 「日本国憲法制定の 過程」第1巻所収。	写 し	1984年 高柳賢三・大友一 郎・田中英夫編著	甲33の1にある [NO.11]（甲31 の2・2頁～5頁）、[附属文書A] （5頁～10頁）、[附属文書B] （11頁～20頁）、[附属文書C] （21頁～25頁）、[NO.2]（26 頁～38頁の英文及び和文。

32の 1	ラウエル所蔵文書－ 日本国憲法の制定に 関するマッカーサー 総司令部側の記録〔連 載第4回〕	写 し	1966年1月 高柳賢三ら	ジュリスト（No.338）所収。 日本国憲法の基となっ たいわゆるマッカーサー 草案が作成されるに至 った経緯等。総司令部 民政局行政課における 草案作成メンバーの 経歴等
32の 2	NO. 7で始まる文書 「日本国憲法制定の 過程」第1巻所収。	写 し	1984年 高柳賢三・大友一 郎・田中英夫編著	甲32の1にある〔NO. 7〕（甲32の 2・98頁101頁）、〔NO. 8〕（100 頁～109頁）、〔NO. 9〕（110頁 ～113頁）の英文及び和文
33の 1	ラウエル所蔵文書－ 日本国憲法の制定に 関するマッカーサー 総司令部側の記録〔連 載第12回〕	写 し	1966年5月 高柳賢三ら	ジュリスト（No.346）所収。 日本国憲法の基となっ たいわゆるマッカーサー 草案が作成されるに至 った経緯等。政教分離 原則に関する記録。
33の 2	NO. 11G1で始まる文 書 「日本国憲法制定の 過程」第1巻所収。	写 し	1984年 高柳賢三・大友一 郎・田中英夫編著	甲33の1にある〔NO. 11G1〕（甲3 3の2・194頁～207頁）、〔NO. 11G 2〕（208頁～215頁）、〔NO. 11G 3〕（216頁～234頁）の英文及び 和文。信教の自由の条 文は200頁の「7」～ 203頁まで。

33の 3	「V自由権」で始まる 文書 「日本国憲法制定の 過程」第2巻所収。	写 し	1984年 高柳賢三・大友一 郎・田中英夫編著	総司令部民政局の草案作成過程における議論の内容（161頁～163頁）。 第一次試案には、「すべての聖職者は、いかなる種類の政治活動にも従事してはならない」旨の規定があった。これに対し、聖職者の言論の自由を否認することになるから憲法に置かれるべきものではないとされた。現行憲法20条1項は、民政局第二次試案の「いかなる宗教団体も…政治的権威を行使してはならない」によるものであると解説されている。
34	憲法成立史	写 し	1977年5月 田中英夫	ジュリスト（No.638）所収。 日本国憲法の基となったいわゆるマッカーサー草案が作成されるに至った経緯等。草案作成メンバーの経歴等。
35	憲法成立史	写 し	1978年10月 田中英夫	ジュリスト（No.675）所収。 日本国憲法の基となったいわゆるマッカーサー草案が作成されるに至った経緯等。草案作成メンバーの経歴等。
36	憲法成立史	写 し	1978年12月 田中英夫	ジュリスト（No.680）所収。 日本国憲法の基となったいわゆるマッカーサー草案が作成されるに至った経緯等。草案作成メンバーの経歴等

37の 1	知事の山口県護国神社参拝に関する質問と要望	写し	2019年3月18日 日本基督教団宇部緑橋教会	慰霊大祭への知事参拝に関する知事に対する質問の事実とその内容
37の 2	「知事の山口県護国神社参拝に関する質問と要望」について (回答)	写し	平成31 (2019) 年 4月10日 山口県健康福祉部長寿社会科長	上記質問に対する回答内容
38	「鼎談・愛媛玉串料訴訟最高裁大法廷判決をめぐって」 (ジュリスト1114号抜粋)	写し	1997年6月15日 戸松秀典 長谷部恭男 横田耕一	政教分離原則に関する前記大法廷判決の内容、意義
39	「国家と宗教」 (全国憲法研究会編「憲法問題27号」抜粋)	写し	2016年 安西文雄	政教分離原則の根拠 (主にアメリカにおける判例・学説との対比において)
40	「政教分離判例理論の思想」 (下山瑛二ほか編「アメリカ憲法の現代的展開2統治構造 (東京大学出版会) 抜粋」)	写し	1978年 高柳信一	政教分離原則の根拠 (主にアメリカにおける判例・学説との対比において)
41	「政教分離と信教の自由」 (ジュリスト1022号抜粋)	写し	1993年 浦部法穂	政教分離原則に関する、エンドースメント・テストの考え方。同原則には、国家神道体制の否定、平和主義の具現化という意義があること。
42	「信教の自由と政教分離」 (小山剛ほか編「論点探求憲法」 (弘文堂) 抜粋)	写し	2005年 小泉良幸	政教分離原則に関する、エンドースメント・テストの考え方。

43	「憲法学教室・全訂第2版」(日本評論社、抜粋)	写し	2006年 浦部法穂	政教分離原則には、国家と神社神道との徹底分離という意義があること。
44	「思想良心の自由と信教の自由」(山内敏弘編「新現代憲法入門(第2版)」法律文化社、抜粋)	写し	2009年 佐々木弘通	日本国憲法の政教分離原則は、普遍的原理にとどまらず、固有の歴史的文脈からとらえるべきであること。
45	「信教の自由・政教分離」(辻村みよ子編著「基本憲法」悠々社、抜粋)	写し	2009年 佐々木弘通	日本国憲法の政教分離原則は、普遍的原理にとどまらず、固有の歴史的文脈からとらえるべきであること。
46	「財団法人山口県遺族連盟五十年誌」(DVD)	写し	1997年9月 財団法人山口県遺族連盟	山口県遺族連盟の性格、活動実態など

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

証 拠 説 明 書

2026年6月19日

山口地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 内 山 新 吾



甲第47号証の1ないし7は、DVDで提出した文献「山口県遺族連盟五十年史」（甲第46号証）の一部を印刷したものである。

号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日 作成者	立証趣旨
47の 1	「山口県遺族連盟五 十年史」抜粋 (75～77ページ)	写 し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1947年10月ころ) ①日本遺族会が、占領下の1947 年に「日本遺族厚生連盟」とし て発足した事実。 ②その発足時には「遺族の相互 扶助を目的とする」とのみ謳い、 「英霊の顕彰」も「靖國神社国家 護持」も目的に入っていなかつ た事実。 ③日本遺族会がその設立当初か ら靖國神社と密接につながって いた事実。 ④日本遺族会が、共同募金の配 分を受けることを要望していた 事実（後に実現した）。

47の 2	同上 (87～90ページ)	写 し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1948年10月ころ) ①山口県遺族連盟（以下、県連盟という）が1948年に財団法人として設立認可された事実（代表理事吉富幸助）。 ②県連盟は県内（地域）の「単位遺族会」を組織して成立した事実。 ③この時期には、県連盟は遺族の相互扶助、慰謝救済、福祉増進、道義昂揚、平和日本の建設、戦争の防止に貢献することのみを目的として掲げていた事実。 ④「市町村単位」でも戦争犠牲者及び社会公共のための殉職者遺族をもって組織した事実。 ⑤1948年秋に、県連盟主催の「全戦没者臨時大慰霊祭」を御霊神社（1952年に護國神社の名に復帰）で執行した事実、以後毎年春に「戦没者大慰霊祭」を主催・執行し、1953年に山口縣護國神社奉賛会が設立されるまで独力でこれを継続した事実。
----------	------------------	--------	----------------------------	--

47の 3	同上 (181～186ページ)	写し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1953年8月ころ) ①山口県護國神社奉賛会が1953年に設立された経緯。この時の山口県護國神社責任総代二名のうち一名が山口県遺族連盟会長の吉富幸助であった事実。 ②山口県知事が奉賛会の名誉総裁に、県会議長が会長に就任した他、副会長3名中の2名が県の労働民生部長と県会副議長によって占められていた外、県市の20名を超える公務員が奉賛会の役員に就任していた事実、及びこの事実が、戦後まもなくの時期から、山口県が県連盟に深くかかわってきた事実を示していること。 ③奉賛会発足時の会則によると、「本会は山口県護國神社の神徳を敬仰して神社の維持経営を奉賛し英霊祭祀の興隆をはかるをもって目的とする」とある事実。
47の 4	同上 (277、278ページ)	写し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1961年8月ころ) ①遺族会は、日本遺族会・都道府県遺族会・町村単位遺族会という階層構造で組織されている事実。 ②遺族会が目指すものとして第一に掲げるのは英霊顕彰であること ③県連盟自らが、山口県初め同県内市町村「当局」の「容易ならぬご支援とご協力を得」てきて、今日あることを自認している事実。

47の 5	同上 (289～291ページ)	写 し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1963年10月ころ) 県連盟を含む日本遺族会の本部、地方支部市町村遺族会が、靖国神社国家護持運動初動時期に、全組織を挙げて「靖国神社国家護持」等の要望を国会に送っていた事実。
47の 6	同上 (389、390ページ)	写 し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1972年11月ころ) 靖国神社国家護持運動の初動から15年余りを経た時期、改めて日本遺族会の本部、地方支部（県連盟等）及び市町村遺族会が一致団結して、靖国神社国家護持早期実現をさらに強く国に要求し、国会請願を繰り返す等、強力に運動を展開していた事実。
47の 7	同上 (429、430ページ)	写 し	1997年9月 財団法人山口県 遺族連盟	(1976年12月ころ) 長年にわたる自民党への密接・強力な働きかけにもかかわらず、実現を果たせなかった「靖国神社国家護持」をなんとかして実現するため、日本遺族会の本部、地方支部（県連盟含む）及び市町村遺族会も加わって、これまでの国会への働きかけ一辺倒の方針を転換し、まず国民世論を喚起するべく、「英霊にこたえる会」を設立、運動を開始した事実。